

～わくわく子育て すくすく子ども～



(仮称)長野市子ども・子育て支援事業計画(素案)

概要版

●●●「子ども・子育て支援事業計画」は、こんな計画です●●●

●幼稚園や保育所等の量の見込みとその確保の方策を示しています。

昨年 9 月に実施し、ご協力いただいた「利用意向把握調査（ニーズ調査）」に基づき、幼児期の教育・保育施設等の量の見込みと確保の方策を示しています。認定区分・年齢区分（※）ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を設定することでよりきめ細かなニーズに対応するとともに、産休・育休明けに円滑に利用できるための取組を進めてまいります。

●地域における子ども・子育て支援の取組を示しています。

妊娠・出産期から、子どもの発達状況等に応じたきめ細かな支援を図るため、法律で定められた「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保の方策を示すとともに、地域全体で子どもと子育て家庭を支えるための環境づくりを進めてまいります。

●専門性の高い支援の充実に向けた取組を示しています。

すべての子どもの健やかな育ちを等しく保障するという考えのもと、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性の高い子どもや子育て家庭に対する専門的な支援に向けた取組の充実を図ってまいります。

1 計画の概要

(1) 計画の位置付け

- 子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置付けられます。
- 長野市次世代育成支援後期行動計画「ながの子ども未来プラン」の一部施策を継承するとともに、国で新たに「放課後子ども総合プラン」を策定したことに伴い、長野市版放課後子どもプランの施策等を盛り込んだ計画とし、最上位計画である総合計画をはじめ、地域福祉計画、教育振興基本計画、障害者計画等との調和を図ることとします。

(2) 計画期間

- 平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

2 基本理念

すべての子育てが喜びとなり

すべての子どもが健やかに成長するために

キャッチフレーズ

～わくわく子育て すくすく子ども～

保護者が子育てに喜びや生きがいを感じることができ、未来の社会を創り、担う存在である全ての子どもが健やかに成長できるような社会の実現を目指します。

3 基本目標

すべての子育てが
喜びとなり
すべての子どもが
健やかに成長する
ために

わくわく子育て
すくすく子ども

基本目標1 幼児期の教育・保育の充実

基本目標2 子育て支援の充実

基本目標3 専門的な支援の充実

4 幼児期の教育・保育施設の充実

(1) 計画的な教育・保育施設等の整備

幼稚園・認定こども園（幼稚園機能部分）

現在、市内には29か所（うち認定こども園6か所）が設置されており、現在の利用定員により必要利用定員総数を確保できる状況となっています。必要利用定員総数のうち、約3分の1程度が幼児期の学校教育を希望する2号認定であることから、今後は、幼保連携型認定こども園の設置を促進しつつ、提供区域ごとの量の見込みを確保していきます。

【単位：人】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要利用定員総数（a）	4,239	4,146	4,054	3,932	3,825
（1号認定）	3,020	2,955	2,889	2,802	2,726
（幼児期の学校教育の利用希望が強い2号認定）	1,219	1,191	1,165	1,130	1,099
確保の内容（b）	5,290	5,290	5,290	5,290	5,290
過不足（b-a）	1,051	1,144	1,236	1,358	1,465

保育所・認定こども園（保育所機能部分）

2号認定では、量の見込みを確保できる提供体制となっています。今後も利用希望者の動向を注視しながら、ニーズに応じた提供体制の確保を図ります。

3号認定では、1・2歳で利用定員が量の見込み（必要利用定員総数）を下回っています。利用定員の拡大を促すことで、量の見込みの確保を図るとともに、年度途中の入所希望も含めた提供体制の確保を図ります。

【単位：人】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
2号認定（3～5歳児）					
必要利用定員総数（a）	5,139	5,033	4,931	4,785	4,663
確保の内容（b）	6,218	6,218	6,218	6,218	6,218
過不足（b-a）	1,079	1,185	1,287	1,433	1,555
3号認定（0歳児）					
必要利用定員総数（a）	564	547	535	521	507
確保の内容（b）	446	501	553	553	553
過不足（b-a）	△118	△46	18	32	46
3号認定（1・2歳）					
必要利用定員総数（a）	2,401	2,333	2,272	2,210	2,152
確保の内容（b）	2,302	2,360	2,414	2,414	2,414
過不足（b-a）	△99	27	142	204	262

(2) 教育・保育の一体的提供の推進

認定こども園の整備促進

- 市内の幼稚園及び保育所を運営する事業者に対し、認定こども園への移行に関する各種制度等の情報提供を行うとともに、移行に伴い必要となる施設整備の財政的支援を行います。
- 幼保連携型認定こども園については、長野市が認可を行うこととなることから、教育・保育提供区域における教育・保育ニーズを踏まえつつ、条例に定める基準に適合する施設について認可を行います。

発達の連続性を踏まえた関係機関の連携促進

- 幼稚園、保育所、小学校の連携した取組を推進するための体制強化を図ります。
- 長野市における幼児期の教育及び小学校教育の接続の在り方を明確にし、全ての幼稚園、保育所及び小学校で共通した考え方に基づいた実践を行います。
- 教育・保育施設及び地域型保育事業を利用しない家庭も含めた全ての子どもと保護者に対する支援について、関係機関と幼稚園、保育所、小学校等との連携した取組を促進します。(0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携)

(3) 教育・保育施設の質の向上

職員配置の充実

- 子どもの年齢に応じてきめ細かな教育・保育が可能な職員配置の改善に努めます。
- 不足している保育士及び保育従事者の確保を図るため、一度職場を離れた有資格者の活用等を促進するとともに、育児経験者等に対し必要な研修を行い、保育士をサポートする人材の養成を図ります。
- 障害児など特別な支援が必要な子どもが安全・安心して教育・保育等を利用できるよう、保育士加配の改善に努めます。

職員の職務能力向上に向けた取組の推進

- 各施設における職員研修の実施を促進するとともに、関係機関・団体等が実施する外部研修への積極的な参加の働きかけを行います。
- 幼稚園教諭と保育士の合同研修を行うなど、情報や共通の課題を共有するとともに、幼稚園・保育所等それぞれの教育・保育の特徴を把握しつつ、職務能力に向けた取組を促進します。
- 職員の定着・確保を図るため、職員の処遇改善に向けた取組を推進します。

障害児等の受入体制の強化

- 幼稚園や保育所において、障害のある子どもの受入を拡充できる体制の強化を図り、集団生活のなかで健やかな成長が育まれる環境づくりに努めます。
- 幼稚園教諭や保育士をはじめ、教育・保育施設職員の障害に対する正しい知識の習得や理解促進を図り、専門的な対応が可能な体制の強化を図ります。
- 学習障害や注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等の発達障害について、関係機関職員の理解を深め、障害の状態に応じてその可能性を最大限に伸ばすことができる適切な教育的支援に努めます。

5 子育て支援の充実

(1) 子ども・子育て支援事業の充実

法律で定められている「地域子ども・子育て支援事業」について、ニーズ調査の結果から算出された量の見込みに対する提供体制を確保します。

特に、放課後児童クラブ・放課後子供教室については、留守家庭児童に加え、希望児童も対象とし、放課後等における子どもの居場所の確保と世代間や異学年交流、体験活動を促進します。また、病児・病後児保育事業については、医療機関等の協力を得て、市の南部に実施施設の1か所増を行い、計2か所で量の見込みを確保していきます。

■地域子ども・子育て支援事業の事業量（一部抜粋）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用者支援事業（単位：か所）					
量の見込み	2	2	2	2	2
確保の内容	2	2	2	2	2
延長保育事業（単位：人）					
量の見込み	1,872	1,812	1,750	1,691	1,636
確保の内容	1,872	1,812	1,750	1,691	1,636
放課後子ども総合プラン（単位：人）					
量の見込み	9,723	9,574	9,481	9,394	9,197
（留守家庭児童）	7,463	7,350	7,281	7,211	7,057
（希望児童）	2,260	2,224	2,200	2,183	2,140
確保の内容	9,520	10,108	10,422	11,112	11,532
子育て短期支援事業（単位：人日）					
量の見込み	0	0	0	0	0
確保の内容	366	365	365	365	366
はじめまして赤ちゃん事業（単位：人）					
量の見込み	2,840	2,740	2,649	2,572	2,509
確保の内容	訪問委託 保健師・助産師18人、保健所・地区保健センター保健師52人				
養育支援訪問事業（単位：人）					
量の見込み	302	292	282	274	267
確保の内容	302	292	282	274	267
地域子育て支援拠点事業（単位：人日）					
量の見込み	145,922	140,832	136,073	131,663	127,866
確保の内容	145,922	140,832	136,073	131,663	127,866
一時預かり事業（幼稚園型）（単位：人日）					
量の見込み	183,354	177,785	171,699	165,677	159,947
確保の内容	183,354	177,785	171,699	165,677	159,947
一時預かり事業（その他）（単位：人日）					
量の見込み	19,788	19,078	18,428	17,827	17,318
確保の内容	19,788	19,078	18,428	17,827	17,318

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
病児・病後児保育事業（単位：人日）					
量の見込み	2,352	2,275	2,198	2,124	2,056
確保の内容	2,352	2,275	2,198	2,124	2,056
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）【就学後】（単位：人日）					
量の見込み	20,644	20,280	20,020	19,864	9,604
確保の内容	20,644	20,280	20,020	19,864	9,604
妊婦健診事業（単位：人）					
量の見込み	3,121	3,012	2,912	2,827	2,758
確保の内容	県内すべての医療機関で実施 県外の医療機関については、申請により償還払いを実施				

（２）地域ぐるみの子育て支援の推進

子育て支援ネットワークづくり

- 地域子育て支援センターをはじめ、さまざまな拠点において、子育て親子同士等の交流機会の拡充を図るとともに、自主的なサークル活動等の活性化を支援します。
- 子育て家庭の積極的な地域活動への参加を促進するため、さまざまな団体等が行っている活動に関する情報提供の充実を図ります。

地域における子育て支援活動の活性化

- 地域全体で子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支えるまちづくりを推進するため、ファミリー・サポート・センターの活性化を図るとともに、多様な活動を行う団体等の活性化を図ります。
- 子どもが安心して過ごせる場所として、留守家庭児童に加え、希望児童も対象とする放課後子ども総合プランの拡充を図ります。

（３）仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進

働き方の見直しの促進

- 仕事と生活の調和の実現に向け、事業主や保護者、地域住民に対し、子育て支援や働き方の見直しへの意識啓発を図ります。
- 事業者に対し、各種法令・制度の遵守、活用に向けた広報・啓発を行います。
- 仕事と生活の調和の実現に向けた事業所の積極的な取組に対し、支援・評価するしくみづくりを推進します。

仕事と子育ての両立のための基盤整備

- 仕事と子育ての両立のため、潜在的ニーズを含めた保育及び放課後子ども総合プランの充実を図ります。
- 多様な働き方に対応するきめ細やかな子育て支援の展開を図ります。

6 専門的な支援の充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

関係機関との連携及び相談体制の強化

- 児童福祉、母子保健担当部局をはじめ、庁内関係各課との連携強化を図ります。
また、要保護児童対策協議会の組織体制の充実を図るため、関係機関や民間団体など幅広い参加を得つつ、効果的な組織運営に努めます。
- 虐待相談対応における組織的かつ適切なアセスメントを確保するため、各関係機関との連携を密にし、情報共有を図ると共に、市職員の各種講習会等への参加により資質向上を図ります。
- 児童相談所をはじめ、関係機関との連携を強化し、専門性や権限が必要な場合等の迅速かつ適切な対応につなげます。

虐待の発生予防、早期発見、早期対応

- 虐待の発生予防に向け、各種健診等の母子保健事業や医療機関、民生委員・児童委員等との連携、乳児家庭への訪問活動を通じて、妊娠、出産及び育児期に支援を必要とする家庭を早期に把握するとともに、特に必要な家庭に対する支援につなげます。
- こども広場等を活用し、親同士が気軽に参加・交流できる機会を拡充し、子育て家庭の不安軽減と孤立防止を図ります。
- 市民、関係機関等に対し、児童虐待防止法の趣旨や通報義務等について周知を図り、地域における見守りや声かけの促進と通報による早期発見・早期対応につなげます。

社会的養護施策との連携

- 児童養護施設との連携により、社会的養護が必要な子どもや家庭に対する支援の充実を図ります。
- 里親制度の充実を図るため、県との連携・協力しながら、里親支援に対する周知や理解促進を図り、新たな里親の拡充を目指します。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

子育て・生活支援の充実

- 母子・父子自立支援員を設置し、生活全般や就業、各種制度の利用等に関する相談指導を行います。
- ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活し、働くことができるよう、保育施設や子育て支援事業の利用促進を図るとともに、家事援助や身の回りの世話などの生活支援の充実を図ります。
- 学習や進学の見込みが低下したり、十分な教育が受けられない状況にある児童に対して学習支援していくしくみを検討します。

就労支援の充実

- ハローワークと連携しながら、就業情報の提供や相談等による就業支援の充実を図ります。

- 職業能力の開発に資する資格や技能等の習得に向けた訓練を受けるための支援の充実を図ります。
- ひとり親家庭の保護者を雇用する事業主への優遇措置や在宅就業支援等、ひとり親家庭の就業促進を図ります。

経済的負担の軽減

- ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、児童扶養手当の支給及び貸付金の貸し付けを行うとともに、各種助成・給付制度等についての周知を図ります。

(3) 障害児支援の充実

障害等の早期発見と相談支援・療育体制の充実

- 保健、福祉、医療、教育分野における関係機関の連携強化と情報共有の仕組みづくりを推進するとともに、乳幼児期からの一貫した相談支援体制の充実を図ります。
- 関係機関との連携を深めながら、年齢や障害の状況にあったきめ細かな相談指導や専門的な医療・療育の提供が行える体制の充実を図ります。

教育・保育・障害福祉施設等での受入体制の強化

- 幼稚園や保育所において、障害のある子どもの受入を拡充できる体制の強化を図り、集団生活のなかで健やかな成長が育まれる環境づくりに努めます。
- 幼稚園教諭や保育士をはじめ、教育・保育施設職員の障害に対する正しい知識の習得や理解促進を図り、専門的な対応が可能な体制の強化を図ります。
- 学習障害や注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等の発達障害について、関係機関職員の理解を深め、障害の状態に応じてその可能性を最大限に伸ばすことができる適切な教育的支援に努めます。
- 障害児が通所する施設の充実に努めます。

特別支援教育の充実

- 保育所、幼稚園及び学校をはじめ関係機関との連携を深めながら、乳幼児期を含め、早期からの就学相談や教育相談を通じて、保護者や子どもに対し、十分な情報提供を行います。
- 特別支援教育コーディネーターの養成・活用や特別支援学校との連携強化を図るなど、障害特性に応じたきめ細かな特別支援教育の充実に努めます。
- 庁内及び関係機関が連携し、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深め、合意形成を図りながら、ライフステージを通じた一貫した支援を行います。

障害等に対する理解促進

- 保護者の障害に対する理解や受容に向けた支援を行い、子どもの状況に応じた適切な子育てや、将来を見据えた早期療育の促進を図ります。
- 地域住民に対し、障害に対する理解を深めるための広報・啓発活動や障害児とふれあう機会の創出を図ります。